

(1) 介護基盤の整備について

★報告書に記述する方向性

〈施設サービスについて〉

新たな整備には慎重な検討が必要

人材不足と施設整備の在り方の検証

セーフティネットとしての特養の在り方の言及

〈地域密着型サービスについて〉

小規模多機能型居宅介護整備の必要性の言及

その他のサービスは、原則整備をしないこととして、引き続き第8期で検討をする

〈推進委員会での主な意見〉

1 施設サービスについて

- ・特養などの施設サービスの整備率が高く、入所はしやすい傾向のある地域であり、軽度者は認定を申請せずに在宅で過ごし、介護3以上の重度化したときに、特養に入所する傾向がある。
- ・独居率が低く在宅で家族の見守りが行われているようである。
- ・新たに整備された老健は満床になっていない。⇒検証していく必要がある。
- ・医療的なサービスの提供ができない理由で、入所拒否された。

〈メモ：特養の利用現状等について〉

- ・あきる野市の被保険者の利用状況は、500人程度であり、全特養の床数1320床（地域密着型サービスを含まない。）に対して、利用人数は少ない状況である。
- ・一方で、広域施設であるため、市内の被保険者を優先して入所することはできない。

2 地域密着型サービスについて

〈認知症対応型通所介護〉

- ・認知症対応型通所介護については、アンケートでは必要であると答えた法人が多い状況になっている。現在は、通常の通所介護の中で、認知症の有無の混在で、対応している部分もあるかと思う。認知症に特化した通所介護の整備については、通所介護と異なるニーズがどの程度あるかも含めて、議論していく必要がある。
- ・認知症対応型通所介護は、五日市地区にないというのは、一つ距離的な問題は考えられる。

〈夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護〉

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護が整備されるのであれば、夜間対応型訪問介護はなくてもいい。
- ・夜間対応の訪問介護を試みたことがあるが、あまりニーズがなかったため、夜間帯のニーズが多いとは思えない。
- ・地域密着型サービスとなると、原則市内の被保険者が利用するものとなるため、ニーズが少ないとなると整備をしたとしても、事業として成り立つことが必要になる。
- ・大きな圏域で整備すべきサービスであると考える。

〈介護事業者連絡会での主な意見〉

1 施設サービスについて

- ・東京都では、特養のユニット化を進めており、補助が充実しているが、実際には、生活保護の方が、ユニット化により本人の意思とは別に施設を退所していることがあるので、その辺りも考える必要がある。
- ・東京都では、62,000床の特養の整備を進めているが、併せて、人材確保策に取り組むことが重要である。実際に、施設を開設してみると人材が集まらないこともあり、法人側の責任になってしまう。
- ・昨年度、開設した老健（及びデイケア）について、現状を把握する必要がある、今後のことを考えるためにも、人材が足りていないということがあれば、原因を分析する必要がある。

2 地域密着型サービスについて

〈小規模多機能型居宅介護〉

- ・小規模多機能型居宅介護については、アンケートの結果からは必要性があるのではないかと考える。

〈その他〉

- ・アンケートの中の新規参入意向のある事業所については、人材を確保するために事業転換も含めて手を挙げている。

3 その他全般について

- ・必要なサービスは整備する必要があるが、サービス事業所や施設が増えることで、既存の事業所が廃止に追い込まれる可能性があるため、整備に当たっては、十分に精査する必要がある。
- ・定員に満たずに事業が継続されているサービスが見受けられ、そのような状態が続くと、同一サービス内で共倒れになってしまうので、市内の充足状況だけでなく、近隣の状況も踏まえて検討する必要がある。

あきる野市介護保険推進委員会の報告書(骨子案)(2/2)

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について

報告書に記述する方向性

新たなサービス(訪問型サービスA以外)の検討の必要性

るのヘルパーの養成方法・活用状況の検証の必要性

事業対象者の考え方の整理

〈推進委員会での主な意見〉

1 新たなサービス(訪問型サービスA以外)について

- ・通所型サービスC(短期集中予防サービス)に取り組んでいる自治体はあり、やり方次第では、予防の効果が見込める。
- ・通所型サービスCについては、予防的な効果を上げやすいことや比較的導入しやすい点も含め、検討する価値があるのではないかな。
- ・通所型サービスCは、サービスを継続的に使い続けるのではなく、一定期間で卒業させるというサイクルができれば、参入意向を示す事業所もあるのではないかな。
- ・通所型サービスについて、他市の状況を見てみると、通所型サービスAを実施している事業所は通所型サービスCを実施しておらず、逆に通所型サービスCを実施している事業所は、通所型サービスAを実施していない傾向となっており、保険者としてどちらかに色分けをしている傾向にある。
- ・地域支援事業費については、伸びている傾向であるので、新たに、通所型サービス(A～C)及び訪問型サービス(B～D)の検討をする必要がある。

2 るのヘルパーについて

- ・るのヘルパーを雇用している事業所が少ない。
- ・訪問型サービスA(基準緩和)には、雇用に関して門戸を開かないとヘルパーの活用は進みにくいのではないかな。
- ・るのヘルパーを活用しないと法人もあるので、そのあたりを解消していかないといけない。

3 その他

- ・事業対象者の考え方の整理をする必要がある。

(3) 介護人材の確保に向けた取組について

報告書に記述する方向性

報酬改定に関する国等への働きかけ

市による養成研修や質の向上研修などの取組

ボランティアなどの新たな介護の担い手の発掘

〈推進委員会での主な意見〉

- ・国の報酬改定の内容からも賃金の改善は、必要である。
- ・最低賃金が上昇している中で、ますます介護に従事する魅力が薄れてしまっている。
- ・資格取得の費用に対して、資格を取得してまで働きたいと思う人がいるのか疑問である。
- ・人手不足解消のために、ICTの導入や介護負担軽減のための介護ロボットの導入による人材支援が必要ではないかな。
- ・介護人材の質の向上を図る、人権問題等への対応も重要である。
- ・人材育成に対しては、施設内のOJTも重要であるが、保険者などによる公的な研修も重要である。
- ・介護人材をボランティアなどで行うような、支え合う仕組みが必要ではないかな。
- ・市の人材確保の取組は、るのヘルパーの養成、市長会への要望、実地指導での研修状況の把握などである。

〈介護事業者連絡会での主な意見〉

- ・1年目から3年目までの離職者が多く、定着率を上げるような工夫をする余地が事業者側にもある。
- ・正規職員の採用が退職を下回っていることから、非正規職員がその穴埋めをしているのだと考える。
- ・賃金が低いということは、雇用する人の生活にも直結することであるので、介護の魅力を上げるよりも前に、賃金を改善する必要がある。
- ・介護事業所の20代の職員が少なく、次世代育成に取り組んでいかなければならないと感じている。
- ・外国人の採用が進んでいるが、在留資格の確認など、雇用には相当な手間がかかっているようである。
- ・令和元年10月の報酬改定で新設される「特定処遇改善加算」は、特定の職員の処遇改善を図るものであるが、そうではなく本体報酬の改善や事業で工夫して扱えるような報酬を望む。

(4) 高齢者おむつ等給付事業について

報告書に記述する方向性

現状の実態把握と検証

給付抑制に向けた対象の絞込みの検討

〈推進委員会での主な意見〉

- ・長時間着用可能なおむつを加える等、選択肢を増やしてほしい。
- ・存続を希望する。
- ・効果的、効率的な給付になっているかについては、検証する必要がある。
- ・無駄になっていないかなど実態を把握する上で、ケアマネジャーや実際に利用している方にアンケートをしてほしい。
- ・無駄に購入している利用者もあるかもしれない。使い方がしっかりと説明がなされていない。